

平成23年度鉱山保安監督指導について

中国四国産業保安監督部四国支部

1. 基本方針

鉱山・製錬場の保安監督指導については、人命の尊重、国民の健康の保護及び生活環境の保全を基本理念として、鉱山保安法令に基づいて災害及び鉱害の防止に万全を期すべく実施しているところです。

平成17年4月から改正施行された鉱山保安法は、鉱業権者自らが鉱山の保安上の危険を把握し、それに対応する保安措置を講ずるとともに、随時その見直しを行う、いわゆるリスクマネジメントの導入等を柱とするもので、現在7年目に入っています。

このような状況の中で、平成20年、リスクマネジメントへの取組みを引き続き推進するとして第1次鉱業労働災害防止計画が策定され、4年目に当たる本年度については、同計画に基づき「鉱山災害の撲滅」を目標に災害防止対策等に鋭意取り組んでいるところです。

以上のことを踏まえ、平成23年度は、昨年度に引き続き、鉱業権者に対し自主保安体制の円滑な定着を引き続き支援するとともに、危害・鉱害の未然防止対策について積極的に監督指導を行うものとします。

2. 監督指導の重点事項

平成23年度は、特に以下の事項に重点をおいた監督指導を実施することとします。

(1) 鉱山の現況調査を反映した保安規程の変更、周知

鉱山の作業環境の変化に対し、鉱業権者及び鉱山労働者自らの視点で現況調査及びリスク評価を実施し、必要に応じて保安規程の変更を行い、鉱山労働者に周知する体制の定着が図られるよう監督指導を行います。

（２）作業手順の整備、遵守の徹底

作業手順については、鉱業上使用する機械・器具及び工作物が安全かつ適正に使用されるために作成されるものです。また、多くの場合保安規程の下位規定として作成され、現況調査とも直接リンクするものであるため、効率的に作成・見直され、鉱山労働者の間で有効に利用されるよう指導します。

（３）残壁対策

管内には、高残壁を有する鉱山が多数存在しています。現在、人的被害等は発生していないものの、大きなリスクが潜在しているものと思われます。このため、施業案の残壁規格の遵守、残壁面付近の採掘方法の改善、採掘区域拡大による残壁面の計画的採掘・整形、残壁の安定化のための採掘跡の埋め戻し、岩盤の変化・異常の早期発見のため点検の実施が図られるよう監督指導を行います。

（４）採掘跡地埋戻し材の受入管理

管内では、採掘跡地対策等として鉱山外から建設残土を受け入れている鉱山もあることから、埋め戻し材について溶出試験、受入れの際の十分なチェック等を行い、毒性の有無その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがないことを確認し、採掘跡等埋め戻し箇所に汚染土壌や産業廃棄物が混入しないような管理体制が図られるよう監督指導を行います。

（５）作業場の保安対策

災害の発生状況を見ると、発生原因としては墜落・転倒が管内でも全国でも大きな比率となっています。特に昨年は墜落災害が多く発生し、原因としては作業に当たっての足場の準備が不十分であった事によるものが多く認められました。また、これと関連して、通路・保護柵の不備による災害も多く認められていますので、これら作業場の保安対策一般について今一度見直し確認することとします。

（６）作業環境粉じん対策

じん肺防止のため、良好な作業環境の維持管理等のための適正な粉じん濃度の測定を実施させるとともに、粉じん飛散防止対策、防じんマスクの着用管理の徹底が図られるよう監督指導を行います。

(7) 鉱害関係特定施設の管理

坑廃水の排水基準、鉱煙の排出基準を遵守するため、坑廃水処理施設、鉱煙処理施設等の整備・管理が図られるよう監督指導を行います。

(8) 鉱山保安研修および保安指導等

鉱山における保安技術の向上、保安教育の推進、リスクマネジメントの定着を支援するため、引き続き鉱山保安研修及び保安指導を実施します。

(9) 情報の提供

鉱業権者が、現況調査及び保安規程の見直し作業を行うに際して、有用な災害・事故情報及びリスク低減対策等の情報の提供に努めます。

情報の提供は、原子力安全・保安院及び中国四国産業保安監督部四国支部のホームページ及び四国産業保安情報誌並びに保安検査等により実施します。